

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年3月26日
【発行者の名称】	山本通産株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 泰幸
【本店の所在の場所】	大阪市中央区博労町一丁目7番16号
【電話番号】	06-6252-2131（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 上野 嘉人
【担当 J-Adviser の名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jia-ltd.com
【電話番号】	03-6804-6805（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	山本通産株式会社 https://www.ytc-j.co.jp 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3-4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第71期	第72期	第73期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	26,676,326	27,756,653	28,525,450
経常利益	(千円)	899,078	957,439	1,027,001
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	528,401	698,120	694,636
包括利益	(千円)	972,120	823,164	1,131,268
純資産額	(千円)	5,957,820	6,762,504	8,097,376
総資産額	(千円)	15,803,140	16,432,600	17,512,376
1株当たり純資産額	(円)	3,759.00	4,257.24	4,809.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	100 (-)	100 (-)	60 (-)
1株当たり当期純利益	(円)	322.40	455.22	441.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	36.5	39.7	44.6
自己資本利益率	(%)	9.8	11.4	9.7
株価収益率	(倍)	-	-	5.6
配当性向	(%)	3.1	2.2	13.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,503,687	887,390	△167,982
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	47,073	288,182	△53,704
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,500,390	△800,468	243,282
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	762,225	1,178,597	1,222,452
従業員数	(人)	150	154	155

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 当社は2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。当該株式分割が第71期の期首に行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、1株当たり配当額は、第71期及び第72期については当該株式分割前の金額を、第73期については当該株式分割後の金額を、それぞれ記載しております。

3 第71期及び第72期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4 従業員数は就業人員であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

5 第72期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき清陽監査法人の監査を受けております。また、第73期の連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき清陽監査法人の監査を受けております。なお、第71期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2【沿革】

当社は、大阪市東区（現 大阪市中央区）において、1918年に「山本作蔵商店」として創業し、染色、顔料、工業用薬品の販売を開始したことに始まります。第二次世界大戦の激化により事業の継続を一時的に中断いたしましたが、戦後の1947年に兵庫県芦屋市において、「山本商店」として再度開業し、事業を再開いたしました。

その後、1953年に「山本商店」から「株式会社山本商店」へ法人組織に変更し、現在に至ります。

1918年9月	大阪市東区（現大阪市中央区）にて「山本作蔵商店」を創業、染料の販売を開始
1947年4月	第二次世界大戦の激化に伴う事業中断を経て、兵庫県芦屋市にて「山本商店」として事業を再開
1950年3月	故 取締役会長 山本作蔵が、故 取締役 林義晴と「日本染化工業株式会社」（現センカ㈱）を設立して社長となり、「山本商店」は代理店として大阪市中央区に営業所を開設
1953年12月	法人組織に変更、資本金100万円をもって「株式会社 山本商店」として塗料業界、インキ業界、その他、カラーを中心とする資材販売を主目的として営業を開始
1964年3月	東京出張所（現：東日本事業所）を東京都中央区に開設
1967年3月	名古屋連絡所（現：中部日本事業所）を名古屋市北区に開設
1968年12月	創業50周年を機に「株式会社山本商店」を「山本通産株式会社」に社名を変更 東京出張所、名古屋連絡所をそれぞれ営業所に昇格
1996年1月	物流・倉庫業務、小分け業務、保険業務を分離・独立し、ヤルデサービス株式会社（現：当社 物流センター）を設立
1997年3月	Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd. 設立
2000年10月	色材業界初のインターネットサイト「顔料市場」を立ち上げる
2001年1月	東日本事業所を東京都千代田区に移転
2005年12月	ISO 14001 認証を取得
2006年10月	中部日本事業所を名古屋市中村区に移転
2007年1月	大阪中小企業投資育成株式会社からの投資により資本金9,650万円に増資
2007年4月	YAMAMOTO TRADING KOREA CO.,LTD を設立
2008年4月	Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd. を設立
2009年7月	台湾駐在員事務所を開設 Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd. のベトナム駐在員事務所を開設
2011年3月	台湾駐在員事務所を法人化し、Yamamoto Trading(Taiwan) Co.,Ltd. を設立 Yamamoto Trading (Hong Kong) Limitedを設立
2011年10月	Yamamoto Trading Malaysia Sdn. Bhd. を設立
2015年2月	当社独自の顔料調合を通じた「トレンドカラー」の提案などを目的として、「色彩創造センター」を設置
2018年1月	創業100周年を機に本社をytcビル（大阪市中央区）に移転
2019年9月	ヤルデサービス株式会社の業務を山本通産株式会社に移管（現、当社 物流センター）し、同社を清算
2022年10月	Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd. のベトナム駐在員事務所を法人化し、Yamamoto Trading (Vietnam) Co.,Ltd. を設立
2025年7月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに当社普通株式を上場

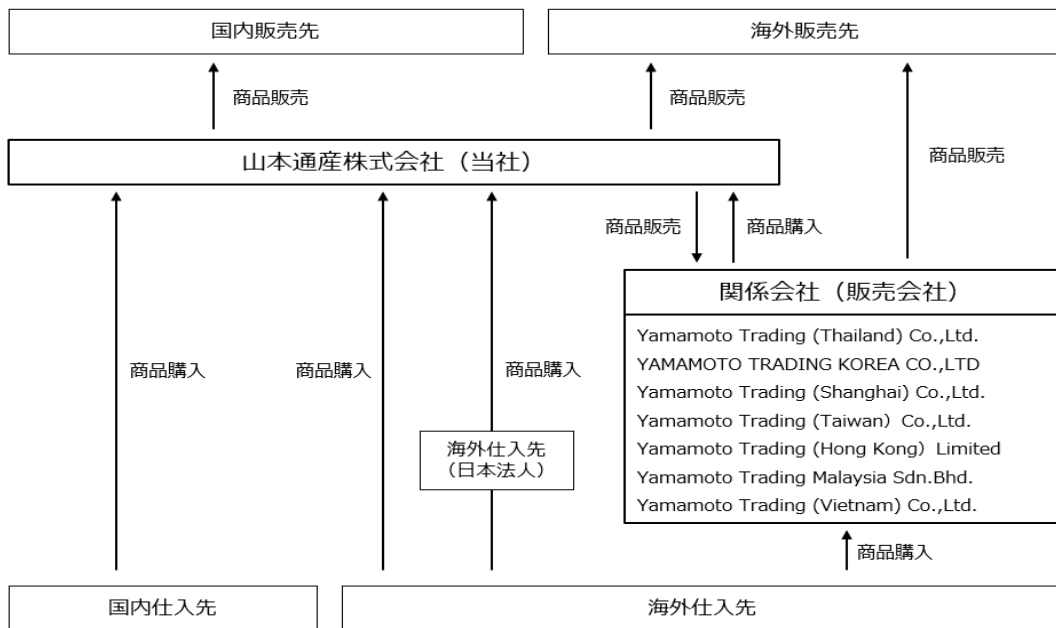
3 【事業の内容】

当社グループは、当社を中核として子会社7社より構成されており、国内及び海外における化学品の卸売を主たる事業として行っております。

主要な取扱品目は、有機顔料を中心とした各種顔料などの色材、紫外線吸収剤や分散剤などの添加剤、溶剤やアミンなどの基礎化学品のほか、触媒や色彩の計測機器などであり、これらを塗料、インキなど「色」を取り扱う業界を中心に様々な業界にこれらの化学品を販売するとともに、当社グループから「色」の発信・提案を行っております。

なお、当社グループの事業は、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



<当社グループが2026年に提案する「色」：ネイビー>



<当社グループが取扱う色材>



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Yamamoto Trading (Thailand) Co., Ltd. (注) 2	タイ国 バンコク	15,000千 タイバーツ	化学品卸売事業	49.0	商品の仕入及び販売 役員の派遣と兼務
Yamamoto Trading (Shanghai) Co., Ltd.	中国 上海	6,613千元	化学品卸売事業	100.0	商品の仕入及び販売 役員の派遣と兼務
その他5社					

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 持分は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

3. 2025年12月15日開催の取締役会において、新たにインドネシア共和国において子会社を設立することを決議しております。なお、本発行者情報公表日現在において、設立準備中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
全社 (共通)	155

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、当社グループに所属しているものであります。

3. 当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
103	39.8	13.8	6,238,200

(注) 1. 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。なお、平均臨時雇用者数については、従業員数の10%未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合はありません。なお、労使関係については円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）における世界経済は、米国新政権の政策運営に伴う不透明感が強まり、大きな影響を受ける一年となりました。とりわけ、米国の関税措置に伴ういわゆる「トランプ関税ショック」がグローバルな通商環境に多大な変化をもたらし、ウクライナ情勢に端を発したロシアと欧州の経済的断絶と相まって、経済の分断が一段と加速いたしました。

わが国経済におきましても、インバウンドの増加や新政権への期待による株高など、緩やかな改善は見られましたが、コメを始めとした食品価格の高騰や飲食・物流業界などの人手不足を背景にした構造的な物価上昇が継続し個人の消費マインドは引き続き低迷しております。加えて、地政学的リスクの常態化や、期中に実施された米国の関税措置が自動車産業をはじめとする製造業の業績を下押しする要因となるなど、先行き不透明な状況が続きました。

この様な状況のもと、当社グループは2025年度を初年度とする第8次三ヶ年経営計画に基づき、酸化チタンを始めとする無機顔料など新規取り扱い製品の拡大や新規市場への参入を目指した展示会への出展などによるマーケティング活動、DX投資によるデータ管理の効率化等の重点施策に取組み、グローバルマーケットにおける「色と光の専門商社」としての基盤強化と市場の拡大に努めて参りました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は28,525,450千円（前年同期比 2.8%増）となりました。利益については、営業利益1,001,266千円（前年同期比 9.7%増）、経常利益1,027,001千円（前年同期比 7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益694,636千円（前年同期比 0.5%減）となりました。

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントとしておりますが、地域別売上高実績については下記の通りであります。

日本地域においては、自動車向け材料について米国関税の影響により一部で輸出向け需要が減退したものの、全体としては概ね堅調に推移しました。さらに、ゲーム機向けの新規採用といった好材料も寄与し、売上高は24,940,249千円（前年同期比 3.2%増）となり、増収を確保いたしました。東アジア地域では、中国経済の減速に伴う価格競争の激化や、既存事業における需要減退に起因する生産調整の影響を受けました。新規採用による増加分ではこれらを十分に補いきれず、売上高は2,366,468千円（前年同期比 2.7%減）となり、減収となりました。東南アジア地域では、安価な中国製品流入に伴う価格競争が激化し、当初想定を上回る価格対応を余儀なくされました。一方で、マレーシア市場を中心として顔料および添加剤の新規採用が着実に進展し、売上高は1,218,733千円（前年同期比 5.0%増）となり、前年同期比で増収を確保いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税金等調整前当期純利益が1,065,709千円（前年同期比 0.6%減）と減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ43,855千円増加し、1,222,452千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は167,982千円（前連結会計年度は887,390千円の獲得）となりました。これは主に、棚卸資産の増加額及び仕入債務の減少額並びに法人税等の支払額が、税金等調整前当期純利益を上回ったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は53,704千円（前連結会計年度は288,182千円の獲得）となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は243,282千円（前連結会計年度は800,468千円の使用）となりました。これは主に、短期借入金の純増加額、長期借入れによる収入額、自己株式の売却による収入額が、長期借入金の返済による支出及び配当金の支払額を上回ったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社及び当社グループは、生産活動を行っていないため、生産実績は記載しておりません。

(2) 仕入実績

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、当連結会計年度の仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
化学品卸売事業 (千円)	26,038,839	105.8

(注) 金額は仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社及び当社グループは、受注から販売までの期間が短く、販売実績と近似するため記載を省略しております。

(4) 販売実績

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントとしておりますが、当連結会計年度の販売実績を地域別に示すと次のとおりであります。

区 分	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	前年同期比 (%)
日 本 (千円)	24,940,249	103.2
東アジア (千円)	2,366,468	97.3
東南アジア (千円)	1,218,733	105.0
化学品卸売事業 合計 (千円)	28,525,450	102.8

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループは「Colorful」をブランドキーワードに、カラー関連化学品を中核事業としております。グローバル化を推進し、塗料・インキ・プラスチックなど幅広い業界で市場深耕を図っております。持続的成長と企業価値向上のため、以下の課題に取り組みます。

(1) 海外サプライヤーの安定確保と商材ラインナップの拡充

近年、化学業界においては、中国・インド等の新興国メーカーが台頭する一方、欧米主要メーカーの事業再編が加速するなど、市場構造が劇的に変化しております。このような環境下、優位性の高い商材の確保は、当社グループの競争力を左右する極めて重要な経営課題と認識しております。

主要仕入先の事業譲渡や生産拠点の移転といったサプライチェーンの変容に対しましては、既存パートナーとの信頼関係を深化させつつ、変化へ柔軟に適応することで、商材の安定供給、適正価格の維持、および確実な納期管理を徹底してまいります。

さらに、これらの急激なマーケットの変動に迅速かつ的確に対応すべく、上海やタイを中心とした当社グループ現地法人との連携を強化いたします。現地における情報収集力および交渉力を高めることで、新規優良サプライヤーの開拓を強力に推進してまいります。あわせて、為替・市況変動を織り込んだ価格戦略の実行と在庫運用の最適化を図り、リスク耐性の高い強靱な供給体制を構築してまいります。

(2) 営業活動のデータ分析・DX化

現在、当社の営業活動の多くは各担当者の経験やスキルに支えられておりますが、一方で情報のシステム化や共有については、まだ改善の余地がある状況です。海外子会社におきましても、紙やExcelなどによる管理が一部残っており、情報の属人化の解消が当社グループ共通の課題です。

こうした状況を受け、今後は、顧客情報と商材情報を一つにつなぎ、受発注や在庫状況をタイムリーに把握できる体制を整えてまいります。また、案件の可視化やクロスセルの促進、提案型営業の標準化を目的として、グループ全体での基盤整備に取り組んでまいります。

あわせて、需要予測や相場感をモデル化し、顧客の海外現地法人も含めた最適な商材の提案を実現することにより、提案型営業の更なる高度化を目指します。加えて、ITガバナンスやセキュリティ対策を強化し、情報漏洩や改ざんのリスクを低減します。

(3) グローバル人材の育成・確保

グローバルな供給・販売体制を強固なものとするためには、各地域の商慣習や市場特性に精通し、データに基づく迅速な意思決定を遂行し得る人材の確保が不可欠です。

当社グループでは、これまでも海外トレーニー制度やインターンシップを通じて、重点市場におけるOJTや語学・商慣習に関する体系的な教育を実施してまいりました。今後はこれらをさらに発展させ、国内外の拠点間における協働を「仕組み」として定着させます。具体的には、国内外拠点間でのプロジェクト運営の強化や、グループ内評価制度の整合性の確保に取り組み、グローバルな視座と専門性を兼ね備えた次世代リーダーの育成を加速させてまいります。

(4) 国内市場構造変化への適応

当社を取り巻く国内市場においては、電子メディアの普及に伴う出版・印刷需要の減退や、少子高齢化を背景とした住宅着工件数の減少など、市場構造の変容が顕著となっております。こうした構造的な需要減退は、当社グループの既存商材における収益性の低下や在庫滞留リスクを誘発する要因となり得ます。

この状況を打破するため、当社グループは成長著しい海外市場への事業展開を最優先課題に掲げ、環境配慮型素材や高性能化学品といった高付加価値分野へのポートフォリオ転換を加速させております。

あわせて、国内顧客の海外現地法人に対する多角的な支援体制を構築し、グローバル規模でのパートナーシップを強化いたします。国内需要の縮小を補完するに留まらず、グループ全体の付加価値を向上させることで、持続的な成長基盤を確立してまいります。

(5) 品質・在庫・取引先信用に関する統合的管理

当社グループの事業は、仕入先からの品質問題や在庫の長期化、取引先の信用不安といった複合的なリスクに直面しています。品質面では、不純物混入や劣化による顧客への影響を防ぐため、サプライヤー監査や品質・法規制遵守に関するトレーサビリティの徹底を推進しております。棚卸資産管理につきましては、市況変動に伴う滞留在庫の廃棄損失および評価損のリスクを抑制するため、需要予測精度の向上と在庫回転率の最適化を推進いたします。加えて、信用リスク管理においては、取引先の経営状態を早期に把握するモニタリング体制を強化するとともに、与信限度額の適正な運用や取引信用保険の活用を通じ、貸倒損失の最小化と債権保全の徹底に努めてまいります。

(6) 地政学・自然災害・感染症等へのレジリエンス

当社グループは、地政学リスク（紛争、テロ、エネルギー供給制限等）や大規模自然災害、感染症のパンデミックといった、不可抗力的な外部要因による事業への影響を重要リスクと認識しており、これらの事象は、サプライチェーンの分断や操業停止、需要の急変を招き、事業継続に重大な支障をきたす恐れがあります。当社グループでは、こうしたリスクに対し、供給源の多角化や、在庫拠点および物流網の最適化を戦略的に推進しております。また、地政学情勢やエネルギー需給の動向を早期に察知する情報収集・分析体制を強化し、機敏な意思決定に繋げてまいります。

さらに、災害発生時においても、リモートワーク体制の活用や安全衛生管理の徹底を通じ、従業員の安全確保とオペレーションの継続性を両立させることに努めてまいります。

4【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると認識している主要なリスクには、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性のあるリスクをすべて網羅するものではありません。

(1) 景気や消費動向の変動に関するリスク

当社グループは、顔料、染料などの色材を中心とした化学品等の卸売事業を主要事業としており、当社グループの取扱商品は国内外の幅広い業界で使用されております。

これら取扱商品は、わが国を含む各国の経済環境や取扱商品の対抗メーカーの出現、ユーザーの需要動向などにより市場価格や取扱量が急激に変化する可能性があります。各営業部門はこれらの変化に迅速に対応すべく、日々の業務において市場動向を把握することに努めております。しかしながら、予期せぬ市場環境や景気動向の変化に対し十分な対応が出来なかった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 海外事業展開について

当社グループは、中国、韓国、台湾、香港、タイ、ベトナム、マレーシアで事業活動を展開しており、各国において大規模な地震や風水害などの自然災害や、戦争・テロ・暴動、ボイコット、感染症、エネルギー供給の障害、交通障害を含む社会的・政治的混乱など地政学リスクが存在します。さらに政治的・経済的條件の急激かつ大幅な変動などの要因により、当社グループの事業活動の継続に支障をきたす可能性があり、その結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法令・規制等について

当社グループが事業を展開する各国において、事業の許可、輸出入に関する規制、化学物質の管理など各国の政府や国際規格による規制の適用を受けております。近年、化学物質管理に関する各国の法令、特に国内におきましては化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法など化学物質を取り扱うにあたり管理対象物質の増加や労働者の安全管理に対する改正など法令改正による規制強化が行われております。このような状況の下、当社では商品安全部にて適切な管理に努めておりますが、法務リスクの把握漏れや法令の改正に適切に対応できない、あるいは非意図的な他社の知的財産の侵害や環境規制の対応漏れなど各国における法規制違反が起こる可能性があります。これらの結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 品質に関するリスク

当社グループは化学品の卸売事業であるため、自社製造の製品は販売してはおりませんが、仕入メーカーからの取扱商品に関し、環境・法規制、製品規格を確認の上、用途用法の確認や適切な保管など品質管理に努めております。

しかしながら、非意図的な不純物の混入、輸送中の品質劣化など、品質の問題を完全に回避する事は困難であり、保険で賄えないような大きな責任が当社グループに発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報管理体制について

当社グループでは、情報システムの利用による効率的で安定した企業活動を維持するため、様々な対策を実施し、必要に応じて外部業者のITセキュリティ診断を受ける等、情報管理体制を整備し、業務を継続的に運営できる体制を整備しております。しかしながら、人的あるいは物理的なセキュリティの不完全による情報漏洩、外部からのサイバー攻撃、不正アクセスなど不測の事態が発生し、情報漏洩が生じる可能性があります。その結果、顧客からの損害賠償請求や当社グループの社会的信用の失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成について

当社グループでは持続的な成長発展のために、イノベーションを生み出す人材を確保すべく海外からのインターンシップの受け入れや海外トレーニー制度などグローバルな人材の活用や育成プログラムを取り入れ、グローバルな経営体制を支える人材育成に取り組んでおります。また、財務・会計、情報システム、人事・労務、法務、物流等の管理業務について、それぞれの専門分野に精通した人材の育成をしております。しかしながら、人材の流出や少子高齢化の影響による生産年齢人口の減少による人材の確保が困難となった場合、あるいは人材の育成が順調に進まなかった場合は、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 市場性のある有価証券の保有について

当社グループは取引関係先の株式等を保有しております。今後、株式市場の動向や発行会社の財政状態の悪化により市場価格が著しく低下した場合、評価額の引き下げに伴う減損処理が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(8) 為替、金利等の変動に関するリスク

当社グループは海外からの輸入取引や海外子会社での販売活動において、為替相場の変動の影響を受けます。また、運転資金を借入により調達しており、金利動向の変化の影響をうけます。これらについては「第6 経理の状況 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (金融商品関係) 1 金融商品の状況に関する事項 (3)金融商品に係るリスク管理体制 ②市場リスク (為替、金利等の変動リスク) に対する管理体制」に記載のとおり、これらの市場変動リスクを管理しております。しかしながら、急激な為替相場の変動や金利水準の変動が生じた場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(9) 商品の在庫リスク

当社グループは、化学品等の卸売事業が事業の中心であり、常に一定規模の商品在庫を保有しており、連結総資産に占める棚卸資産の割合は、当連結会計年度末において33.7%となっております。商品の在庫については、「第6 経理の状況 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 棚卸資産の評価」に記載のとおり、当社の商品在庫の管理方針に基づく仮定のもと、決算期ごとに帳簿価額の切下げを実施し、健全な財政状態の確保に努めております。しかしながら、市場における需給状況の急激な変化により、想定していた価格での販売が困難になる場合や予定どおりの販売が行えず在庫の保有期間が長期化することなど予測できない事業上の前提条件に変化があった場合、棚卸資産評価損の発生や値引き販売による売上総利益が減少する可能性があり、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 取引先に関するリスク

当社グループにおいては、本社を中心に与信管理を行っておりますが、国内外の取引先の不測の倒産・民事再生手続等による貸倒損失や貸倒引当金の計上により、当社の財政状態及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、昨今の化学品業界を取り巻く業界再編の動きから主要仕入れ先の事業売却や撤退などが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときはJ-Adviser契約を解除することができる旨、定められております。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、合意により本契約期間いつでもJ-Adviser契約を解除することができ、また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日にあたらぬときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続若しくは再生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業

再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結決算年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行うものとする。

- a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合
当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合
当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合、甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）、甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日。

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社及び当社グループは、新規事業の創出と顧客ニーズへのさらなる対応のため、新しい色と技術情報の発信を目的に研究開発活動を行っております。研究開発活動は、主として色彩創造センターにおいて、顧客からのニーズを集約し、新しい色の提案を行うための活動を行っております。また、色彩トレンドに基づき、今後流行する色を自ら創造し、情報発信しております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は、19,712千円を計上しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び過程のうち、重要なものは、「第6【経理の状況】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項及び（重要な会計上の見積り）」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,079,775千円増加（対前期比 6.6%増）し、17,512,376千円となりました。

流動資産の増加494,088千円は、主に電子記録債権及び商品が増加したこと等によるものであります。

固定資産の増加585,687千円は、主に投資有価証券が増加したこと等によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ255,096千円減少（対前期比 2.6%減）し、9,414,999千円となりました。

流動負債の減少589,853千円は、主に電子記録債務及び短期借入金が増加したものの、1年内返済予定の長期借入金、支払手形及び買掛金が減少したこと等によるものであります。

固定負債の増加334,757千円は、主に繰延税金負債が増加したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1,334,872千円増加（対前期比19.7%増）し、8,097,376千円となりました。これは、主に為替換算調整勘定、利益剰余金及びその他有価証券評価差額金が増加したこと等によるものであります。

この結果、自己資本比率は44.6%（前連結会計年度末より4.9ポイント増加）となりました。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、化学品卸売事業における営業力強化の観点から営業管理システムの機能追加や本社における設備の維持管理に対する投資を中心に総額 30,641千円の投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪市中央区)	化学品卸売事業	本社機能 営業事務所	109,278	6,248	116,202 (259.95)	4,839	29,464	266,033	55(2)

(注) 1. 現在休止中の設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産（リース資産を除く）の合計額であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおります。なお、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 在外子会社

主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式 (注)	7,000,000	5,205,000	1,795,000	1,795,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,000,000	5,205,000	1,795,000	1,795,000	—	—

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。発行可能株式総数、未発行株式数、発行数は、当該株式分割後の株式数で記載しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月31日 (注)	1,615,500	1,795,000	—	96,500	—	21,750

(注) 株式分割(1:10)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	14	—	—	23	37	—
所有株式数(単元)	—	—	—	4,997	—	—	12,951	17,948	200
所有株式数の割合(%)	—	—	—	27.8	—	—	72.2	100	—

(注) 1. 自己株式171,398株は、「個人その他」に1,713単元及び「単元未満株式の状況」に98株を含めて記載しております。

2. 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
山本通産従業員持株会	大阪市中央区博労町1丁目7番16号	602,412	33.56
大阪中小企業投資育成株式会社	大阪市北区中之島3丁目3-23	300,000	16.71
山本通産株式会社 (注) 1	大阪市中央区博労町1丁目7番16号	171,398	9.55
センカ株式会社	大阪市鶴見区放出東1丁目17-34	110,000	6.13
石川 吉之助	兵庫県芦屋市	91,000	5.07
渡部 和則	神戸市東灘区	84,700	4.72
石川 恵津子	兵庫県芦屋市	71,000	3.96
郡司 哲雄	東京都杉並区	35,300	1.97
上野 嘉人	大阪府箕面市	28,000	1.56
久保 泰幸	大阪府東大阪市	27,790	1.55
金井 直美	千葉県八千代市	25,000	1.39
計	—	1,546,600	86.16

(注) 1. 自己株式であります。

2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等) (注)	普通株式 171,300	—	—
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 1,623,500	16,235	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式 (注)	普通株式 200	—	—
発行済株式総数 (注)	1,795,000	—	—
総株主の議決権	—	16,235	—

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

②【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株) (注)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株) (注)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山本通産株式会社	大阪市中央区博労町 1丁目7番16号	171,300	—	171,300	9.54
計	—	171,300	—	171,300	9.54

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分)	90,000	220,500,000	—	—
保有自己株式数	171,398	—	171,398	—

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記の自己株式については、当該株式分割後の株式数を記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、利益配分にあたり、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

また、当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とし、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。なお、「当社は取締役会の決議により、毎年6月30日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当連結会計年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり60円（株式分割後の金額）の配当を実施することを決定し連結配当性向は13.6%となりました。内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、これまで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える販売体制を強化し、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

基準日が当連結会計年度（2025年12月期）に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年3月26日 定時株主総会決議	97,416	60

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記1株当たり配当額は、当該株式分割後の株式数によるものであります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第71期	第72期	第73期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	2,450
最低(円)	—	—	2,450

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年7月18日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	2,450	—	—	—	—	—
最低(円)	2,450	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年7月18日から東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。また、2025年8月から12月までは、売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 7名 女性 1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役 会長	—	石川 吉之助	1941年 8月29日生	1965年4月 大日本化学インキ工業株式会社(現DIC株式会社) 入社 1972年10月 当社入社 営業本部営業部長 1974年1月 当社 取締役 1981年2月 当社 常務取締役 1997年6月 Yamamoto Trading(Thailand)Co.,Ltd. 取締役(現任) 1998年3月 当社 代表取締役常務 2000年1月 当社 代表取締役専務 2002年3月 当社 代表取締役社長 2011年3月 当社 代表取締役会長(現任)、Yamamoto Trading(Taiwan) Co.,Ltd. 取締役(現任)	(注) 2	(注) 4	91,000
代表取締役 社長	—	久保 泰幸	1976年 1月17日生	1998年4月 当社入社 2011年1月 当社 インキ&プラスチック部 西日本リーダー 2014年1月 当社 プラスチック部長 2017年1月 Yamamoto Trading Malaysia Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2018年2月 Yamamoto Trading (Thailand) Co.,Ltd. 取締役(現任) 2021年3月 当社 執行役員 2022年7月 当社 執行役員 第2営業本部長 2022年10月 Yamamoto Trading (Vietnam) Co.,Ltd. 取締役(現任) 2024年3月 当社 常務執行役員 第2営業本部長 2025年3月 当社 専務取締役 第2営業本部長 2026年3月 当社 代表取締役社長(現任)	(注) 2	(注) 4	27,790
常務取締役 (管理本部管 掌)	管理 本部長	上野 嘉人	1963年 1月25日生	1985年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入社 2016年7月 当社入社 社長付 2017年3月 当社 取締役 経理部長 2017年4月 Yamamoto Trading(Taiwan) Co.,Ltd. 監査役(現任) 2019年3月 YAMAMOTO TRADING KOREA CO.,LTD 監査役(現任) 2020年3月 当社 取締役 管理本部長 2021年3月 当社 取締役上席執行役員 管理本部長 2022年3月 当社 取締役常務執行役員 管理本部長 2022年11月 Yamamoto Trading(Shanghai)Co.,Ltd. 監査役(現任) 2024年3月 当社 常務取締役 管理本部長(現任)	(注) 2	(注) 4	28,000
取締役 (物流本部管 掌)	経営企画 室長	橘高 茂樹	1973年 2月8日生	1995年4月 当社入社 2022年1月 当社 管理本部商品安全部長兼物流本部調達部長 2022年3月 当社 執行役員商品安全部長兼調達部長 2022年11月 Yamamoto Trading(Shanghai)Co.,Ltd. 取締役(現任) 2023年1月 当社 執行役員物流本部副部長兼商品安全部長 2023年3月 当社 取締役執行役員物流本部長兼商品前部長 2025年3月 当社 取締役経営企画室長(現任)	(注) 2	(注) 4	10,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役 (営業部門管 掌)	グローバル 営業本部長	今津 有揮	1973年 6月28日生	1998年4月 当社 入社 2014年1月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd. 取締役 (現任) 2021年1月 当社 海外統括本部長 2021年3月 当社 執行役員兼海外統括本部長 2022年11月 Yamamoto Trading (Shanghai) Co.,Ltd. 董事長 (現任) 2023年1月 当社 執行役員兼第3営業本部長 2025年1月 当社 執行役員兼グローバル営業本 部長 2026年3月 当社 取締役 グローバル営業本部長 (現任)	(注) 2	—	27,790
取締役 (常勤監査等 委員)	—	丸山 良一	1962年 2月14日生	1984年3月 当社入社 2009年1月 当社 執行役員 コーティング&プ ラシック本部本部長補佐兼東日本 本部長 2011年3月 当社 取締役 コーティング&プ ラシック本部本部長 2019年1月 当社 取締役 物流本部本部長 東 日本事業所所長 2021年3月 当社 上席執行役員 物流本部本部長 東日本事業所所長 2023年4月 当社 上席執行役員 物流本部本部長 東日本事業所所長 色彩創造センタ ー長 2025年3月 当社 常勤監査役 2026年3月 当社 取締役 (常勤監査等委員) (現 任)	(注) 3	(注) 4	1,000
社外取締役 (監査等委 員)	—	横山 泰三	1956年 9月2日生	2012年7月 右京税務署長 2015年7月 大阪国税局徴収次長 2016年7月 大阪国税局徴収部長 2017年8月 公益社団法人東納税協会副会長兼専務 理事 (現任) 2017年9月 税理士登録、横山泰三税理士事務所 所長 (現任) 2019年6月 中山福株式会社 社外監査役 (現任) 2026年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現 任)	(注) 3	—	—
社外取締役 (監査等委 員)	—	上原 千尋 職制上の氏名： 本田 千尋	1980年 5月16日生	2010年8月 弁護士登録、関西合同法律事務所 入 所 2019年1月 株式会社グランドゥース 入社 2019年6月 株式会社グランドゥース 常勤監査役 2021年1月 株式会社ダイレクトマーケティングミ ックス 入社 法務部長 2024年5月 南大阪法律事務所 入所 2025年5月 株式会社JRC 社外取締役 (監査等 委員) (現任) 2026年2月 プログレ法律特許事務所入所 (現任) 2026年3月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現 任)	(注) 3	—	—
計							185,580

- (注) 1. 横山泰三氏、本田千尋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2025年12月期における役員報酬の総額は152,700千円を支給しております。
5. 当社は、2025年3月31日付けで普通株式1株を10株に分割しております。「所有株式数」欄は株式分割後の株数で記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

2026年3月26日（発行者情報提出日）現在におけるコーポレート・ガバナンスの概要は以下のとおりであります。なお、当社は、2026年3月26日開催の第73期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されたことに伴い、取締役会の監督機能と監査役による監査機能の一体化を図り、社外取締役による監督機能の強化とガバナンスの実効性の向上を目的として、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社及び当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を重要な経営目標の1つとし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの利益に資するため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる業務執行体制の構築を経営上の重要課題と位置付けております。

具体的には、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、当社及び当社グループを取り巻く社会経済環境に照らし必要な公正・公明な社内体制を構築し、持続的にコーポレート・ガバナンスが機能・維持することに取り組んでおります。また、適時適切な情報開示に努めることにより経営の透明性を高め、ステークホルダーとの円滑な関係を構築するとともに、コンプライアンス体制の強化を図りながら迅速な意思決定と業務執行が適切に行われるよう、適正かつ効率的な組織の運営に努めております。

②会社の機関の内容

a. 取締役会

当社の取締役会は、すべての取締役により構成され、毎月開催される定時取締役会のほか必要に応じて開催される臨時取締役会により、経営上の重要な意思決定と各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会の運営は、「取締役会規程」により運営方法を定めるとともに、円滑な会議が実践されるよう取締役会事務局を設置しております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役（常勤監査等委員）と社外取締役（監査等委員）の3名から構成され、「監査等委員会規程」に基づき、毎月1回監査等委員会を開催し、各監査等委員による監督・監査活動に関する定期的な意見交換や指摘事項の確認などを行っております。

また、監査等委員は取締役会に出席し、監査等委員でない取締役の業務執行の監督業務を行うとともに、「監査等委員会監査等基準」に基づき、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、重要な会議体への出席、業務・財産の状況の監査などの監査業務を通じて監査等委員でない取締役による業務執行の状況について監督・監査を行っております。

c. 会計監査人

当社は、清陽監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査を受けております。また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、同監査法人が会計監査人になるとともに「会社法」第436条第2項第1号に基づく会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士は尾関高德氏及び中山直人氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。同監査法人及び従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

d. 経営会議

当社は、取締役会の下位に位置する重要な意思決定機関として、経営会議を設置しております。経営会議は、すべての取締役と執行役員から構成され、「会議体規程」に基づき運営しております。経営会議においては、各部門より詳細な業務の状況報告がなされるとともに、組織間の連携を図る調整をおこなっております。また、重要な意思決定を取締役及び執行役員の協議により決定し、各部門に指示する役割を担っております。

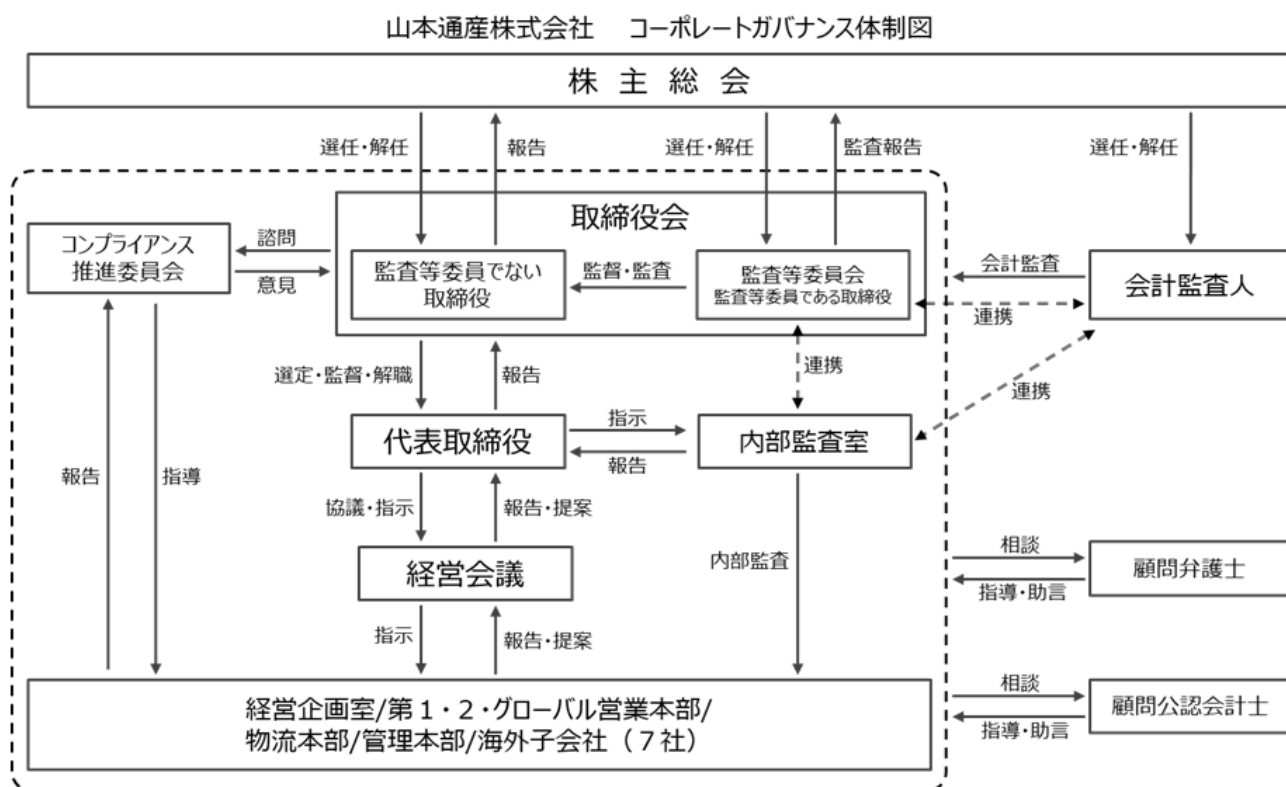
e. コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス推進委員会は、「コンプライアンス規程」に基づき役員及び従業員の代表者から構成され、定期的に委員会を開催し、法令遵守をはじめとする全役職員が実践するコンプライアンス活動の推進を支援する活動を行っております。

f. 内部監査

当社は、他の業務執行部門から独立した代表取締役直轄の内部監査室を設置し、代表取締役からの指示に基づいた内部監査を実施しております。内部監査室は、代表取締役との協議により監査テーマを定め、監査計画を立案し監査結果について代表取締役に報告いたします。また、指摘した事項について、改善活動が適切に実施されているかのフォローアップ監査を実施し、監査対象部門の改善活動を確認しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図は、次のとおりとなります。



③内部統制システムの整備の状況

a. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法上の大会社に該当していないため、法令上要請される内部統制システムの整備に関する取締役会決議は行っておりません。しかしながら、内部統制システムの構築は重要な経営課題と認識しており、会社法上要請される内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しており、当社及び当社グループの企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保することを基本的な考えとしております。

b. 内部統制システムの整備状況

定款をはじめとする社内諸規程を整備し業務の有効性と効率性の向上を図るとともに、財務報告の正確性と信頼性の向上を目指した内部統制システムを整備しております。また、法令順守の企業活動を実践するため、コンプライアンス推進委員会による活動などを通じた役職員に対する教育啓蒙活動や監査等委員会監査・内部監査・会計監査人監査を通じた会社財産の適切な管理と保全状況のモニタリング活動を整備しております。

④内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社は、2026年3月26日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。そのため、当連結会計年度（2025年12月期）の活動状況については、移行前の監査役設置会社における内部監査及び監査役監査の内容を記載しております。

a. 内部監査の状況

当社及び当社グループの内部監査は、代表取締役直轄の内部監査室が担当し、「内部監査規程」に基づく監査計画を立案し代表取締役の承認を得て監査活動を実施し、その結果を監査報告として代表取締役に報告しております。監査計画においては監査テーマを選定し、監査チーム（監査責任者1名、補助者数名）を組成し監査活動にあたります。また、指摘した事項については、監査対象部門に対し改善指示と改善期間を設け、改善状況をフォローアップしております。

b. 監査役監査の状況

監査役監査は、「監査役監査基準」に基づく年間の監査方針と監査計画を立案し、業務分担に基づき取締役会その他重要な会議への出席や重要な決裁書類の閲覧を通じて、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監視しております。また、取締役からの報告に基づき、取締役の職務執行の状況を監査しております。

c. 内部監査、監査役監査、監査法人による会計監査の連携

常勤監査役が主催し、監査役・監査法人・内部監査室長で構成する「y t c 監査連絡会」を設置し、定期的それぞれの実施する監査の実施状況の共有と意見交換を行っております。連絡会は、定期会として年に3回実施するとともに、それぞれの監査の実施過程において重要な課題等が生じた場合、それぞれの招集により実施する臨時会を開催できるようにしております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社及び当社グループのリスク管理体制は、「リスク管理規程」及び関係諸規程に基づき、関係部署が日常業務におけるリスク管理活動に取り組んでおります。活動結果は、事案の重要性に応じて、取締役会又は経営会議に報告され、協議の上、関係部署に対し対応方針などの指示を行う体制としております。また、必要に応じて、弁護士・公認会計士等の複数の専門家から経営判断を行う上で参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、2026年3月26日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。そのため、当事業年度の活動状況については、移行前の監査役設置会社における監査役監査の内容を記載しております。

当社は、社外監査役を1名選任しております。社外監査役は、経営に対する監視・監督機能を担っております。社外監査役の廣瀬裕氏は、税理士として会計及び税務に関する豊富な専門知識を有しており、また上場会社の社外監査役としての経験を有しております。同氏と当社の間には、直接の人的関係、資金的関係又は取引関係はありませんが、同氏が社員会長を務める税理士法人広瀬との間に税務顧問契約を締結しております。なお、廣瀬裕氏は当社の税務業務には関与しておらず、同法人内においても当社の情報は共有されていないため、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。また、当社と税理士法人広瀬との取引金額に重要性はなく、同税理士法人の規模に比して少額であります。

⑦役員報酬の内容

当社は、2026年3月26日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。そのため、当連結会計年度（2025年12月期）にかかる「役員報酬の内容」については、監査等委員会設置会社移行前の内容を記載しております。

a. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員報酬については報酬限度額を株主総会で決議しております。各取締役に対する報酬については、「役員報酬・賞与の算定方針」を定め報酬体系や報酬水準を明示するとともに、職務内容や当社の財務状況等を勘案のうえ、株主総会において決定された報酬限度額を上限に取締役会において決定しております。また、各監査役に対する報酬についても「役員報酬・賞与の算定方針」を定め報酬体系や報酬水準を明示するとともに、株主総会において決定された報酬限度額を上限に監査役協議会において決定しております。

b. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	144,900	144,900	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	5,400	5,400	-	-	1
社外役員	2,400	2,400	-	-	1

(注) 1. 上記は、2025年12月期における役員報酬の支給額であります。

2. 株主総会において、取締役の報酬限度額は220,000千円以内、監査役の報酬限度額は20,000千円以内と決議いただいております。

c. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は12名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

なお、当社は2026年3月26日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査等委員でない取締役は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨の定款変更を行いました。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む）及び監査等委員（監査等委員であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除出来る旨を定款に定めております。

⑭社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

また、2026年3月26日開催の定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたことに伴い、新たに選任された監査等委員である社外取締役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑮株式の保有状況

a. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、(a)投資株式の保有にあたり、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を受けることを目的とする純投資目的である投資株式と(b) (a)以外の目的で投資する政策保有株式とに区分して投資株式を保有しております。政策保有株式への投資は、株式保有を通じて当社及び当社グループとの取引関係の拡大をはかり、円滑な取引関係を維持することを通じて、当社及び当社グループの企業価値の向上に資することを目的としております。

b. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有適否に関する取締役会等の検証内容

当社が保有する政策保有株式については、合理性が認められる場合のみ保有することとしております。保有の合理性については、政策保有株式の保有先との取引状況を踏まえた事業上のメリット及び当該株式の市場価格、配当収益、その他経済合理性を基準として判断しております。

c. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び連結貸借対照表計上額

	銘柄数	連結貸借対照表計上額 の合計（千円）
非上場株式	2	9,500
非上場株式以外の株式	21	1,906,548

d. 当事業年度において株式数が減少した銘柄

非上場株式以外の株式のうち1銘柄の単元未満株式の売却を除いて、該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	16,000	—
連結子会社	—	—
計	16,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表について、清陽監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,178,597	1,222,452
受取手形	※2 422,189	※2 185,212
電子記録債権	※2 1,494,302	※2 1,659,627
売掛金	5,008,956	4,989,180
商品	5,415,589	5,899,353
その他	115,228	172,873
貸倒引当金	△ 1,160	△ 909
流動資産合計	13,633,703	14,127,791
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1※3 205,394	※1※3 206,503
減価償却累計額	△ 76,349	△ 86,723
建物及び構築物 (純額)	129,045	119,780
機械装置及び運搬具	51,742	62,952
減価償却累計額	△ 41,832	△ 50,131
機械装置及び運搬具 (純額)	9,910	12,821
土地	※1 116,202	※1 116,202
リース資産	17,299	20,899
減価償却累計額	△ 3,563	△ 7,143
リース資産 (純額)	13,736	13,756
その他	86,573	93,859
減価償却累計額	△ 76,338	△ 81,911
その他 (純額)	10,235	11,947
有形固定資産合計	279,129	274,508
無形固定資産		
ソフトウェア	27,214	25,141
その他	1,312	954
無形固定資産合計	28,527	26,095
投資その他の資産		
投資有価証券	1,925,870	2,517,280
繰延税金資産	11,656	19,136
退職給付に係る資産	387,573	408,137
その他	245,310	139,426
貸倒引当金	△ 79,170	-
投資その他の資産合計	2,491,240	3,083,981
固定資産合計	2,798,897	3,384,584
資産合計	16,432,600	17,512,376

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,119,227	3,396,307
電子記録債務	354,829	546,749
短期借入金	※1 3,317,763	※1 3,523,419
1年内返済予定の長期借入金	※1 484,900	※1 226,511
リース債務	3,808	4,732
未払法人税等	176,373	130,326
賞与引当金	53,550	62,900
その他	※4 167,373	※4 197,025
流動負債合計	8,677,825	8,087,971
固定負債		
長期借入金	※1 156,550	※1 255,007
リース債務	11,424	10,652
繰延税金負債	441,272	658,348
役員退職慰労引当金	264,600	275,200
退職給付に係る負債	102,767	112,977
その他	15,655	14,842
固定負債合計	992,270	1,327,027
負債合計	9,670,095	9,414,999
純資産の部		
株主資本		
資本金	96,500	96,500
資本剰余金	15,421	190,235
利益剰余金	5,503,909	6,183,209
自己株式	△ 132,689	△ 87,004
株主資本合計	5,483,141	6,382,941
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	843,077	1,181,992
為替換算調整勘定	202,694	244,365
その他の包括利益累計額合計	1,045,771	1,426,357
非支配株主持分	233,592	288,077
純資産合計	6,762,504	8,097,376
負債純資産合計	16,432,600	17,512,376

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	27,756,653	28,525,450
売上原価	※1 24,550,813	※1 25,077,298
売上総利益	3,205,839	3,448,151
販売費及び一般管理費	※2※3 2,293,017	※2※3 2,446,885
営業利益	912,822	1,001,266
営業外収益		
受取利息	2,353	3,036
受取配当金	49,205	73,362
為替差益	30,204	14,298
デリバティブ評価益	-	8,074
その他	31,337	31,503
営業外収益合計	113,101	130,275
営業外費用		
支払利息	34,543	49,250
電子記録債権売却損	18,114	32,622
支払手数料	8,000	-
上場関連費用	-	16,697
その他	7,825	5,970
営業外費用合計	68,484	104,540
経常利益	957,439	1,027,001
特別利益		
投資有価証券売却益	5,498	-
保険解約返戻金	82,440	38,708
契約解除に伴う精算益	26,427	-
特別利益合計	114,365	38,708
税金等調整前当期純利益	1,071,805	1,065,709
法人税、住民税及び事業税	367,424	325,523
法人税等調整額	△ 12,402	8,725
法人税等合計	355,021	334,249
当期純利益	716,784	731,459
非支配株主に帰属する当期純利益	18,663	36,823
親会社株主に帰属する当期純利益	698,120	694,636

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	716,784	731,459
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	13,282	338,915
為替換算調整勘定	93,098	60,893
その他の包括利益合計	※1 106,380	※1 399,808
包括利益	823,164	1,131,268
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	779,443	1,075,222
非支配株主に係る包括利益	43,721	56,046

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	96,500	15,421	4,821,124	△132,689	4,800,356
当期変動額					
剰余金の配当			△15,336		△15,336
親会社株主に帰属する当期純利益			698,120		698,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	682,784	-	682,784
当期末残高	96,500	15,421	5,503,909	△132,689	5,483,141

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	829,794	134,653	964,448	193,015	5,957,820
当期変動額					
剰余金の配当					△15,336
親会社株主に帰属する当期純利益					698,120
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,282	68,040	81,322	40,576	121,899
当期変動額合計	13,282	68,040	81,322	40,576	804,684
当期末残高	843,077	202,694	1,045,771	233,592	6,762,504

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	96,500	15,421	5,503,909	△132,689	5,483,141
当期変動額					
剰余金の配当			△ 15,336		△ 15,336
親会社株主に帰属する当期純利益			694,636		694,636
自己株式の処分		174,814		45,685	220,500
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	174,814	679,300	45,685	899,800
当期末残高	96,500	190,235	6,183,209	△87,004	6,382,941

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	843,077	202,694	1,045,771	233,592	6,762,504
当期変動額					
剰余金の配当					△ 15,336
親会社株主に帰属する当期純利益					694,636
自己株式の処分					220,500
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	338,915	41,671	380,586	54,485	435,071
当期変動額合計	338,915	41,671	380,586	54,485	1,334,872
当期末残高	1,181,992	244,365	1,426,357	288,077	8,097,376

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,071,805	1,065,709
減価償却費	35,934	35,594
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 255	△ 23,154
賞与引当金の増減額 (△は減少)	53,550	9,350
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△ 54,465	△ 20,564
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	9,404	10,209
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	26,000	10,600
受取利息及び受取配当金	△ 51,559	△ 76,398
支払利息	34,543	49,250
為替差損益 (△は益)	2,051	△ 12,024
投資有価証券売却益	△ 5,498	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 399,108	123,131
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△ 33,664	△ 454,063
その他流動資産の増減額 (△は増加)	124,828	1,875
仕入債務の増減額 (△は減少)	739,961	△ 541,817
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△ 123,103	△ 39,335
その他流動負債の増減額 (△は減少)	△ 101,941	37,384
その他	△ 1,121	1,177
小計	1,327,362	176,924
利息及び配当金の受取額	51,559	76,398
利息の支払額	△ 34,767	△ 49,679
法人税等の支払額	△ 456,763	△ 371,626
営業活動によるキャッシュ・フロー	887,390	△ 167,982
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	220,412	-
有形固定資産の取得による支出	△ 4,489	△ 15,960
無形固定資産の取得による支出	△ 2,988	△ 8,308
投資有価証券の取得による支出	△ 29,730	△ 51,046
投資有価証券の売却による収入	70,498	-
その他	34,481	21,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	288,182	△ 53,704
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△ 809,458	203,384
長期借入れによる収入	150,000	400,000
長期借入金の返済による支出	△ 119,700	△ 559,897
リース債務の返済による支出	△ 2,830	△ 3,808
自己株式の売却による収入	-	220,500
配当金の支払額	△ 15,336	△ 15,336
非支配株主への配当金の支払額	△ 3,144	△ 1,560
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 800,468	243,282
現金及び現金同等物に係る換算差額	41,267	22,259
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	416,372	43,855
現金及び現金同等物の期首残高	762,225	1,178,597
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,178,597	※ 1,222,452

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

Yamamoto Trading(Thailand)Co.,Ltd.
YAMAMOTO TRADING KOREA CO.,LTD
Yamamoto Trading(Shanghai)Co.,Ltd.
Yamamoto Trading(Taiwan) Co.,Ltd.
Yamamoto Trading(Hong Kong) Limited
Yamamoto Trading Malaysia Sdn.Bhd.
Yamamoto Trading (Vietnam) Co.,Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として、移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ 棚卸資産

主として、総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～30年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

当社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

当社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額及び年金財政計算上の数理債務の額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、主として外部から仕入れた商品の販売を行っております。

商品の販売に関して、当社及び当社グループは顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
商品	5,548,467千円	6,002,487千円
棚卸資産の帳簿価額の切下額	132,878	103,134
売上原価に含まれる洗替後の棚卸資産評価損益(注)	33,511	△ 29,743

(注) 棚卸資産評価損と戻入の純額であり、△は戻入益であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

棚卸資産の連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、連結会計年度末の正味売却価額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を切下げて連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と正味売却価額との差額を売上原価に計上しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産及び営業循環過程にあるが販売実績に対し期末保有数量が著しく過大な棚卸資産については、過去の廃棄実績等を基礎とした評価損率を設定し、定期的に帳簿価額を切下げるとともに、当該切下げ額を売上原価に計上しております。

②主要な仮定

棚卸資産の評価に用いた主要な仮定は、正味売却価額及び評価損率であります。正味売却価額は、売却市場における市場価格の観察ができないため、期末日前後における直近の販売実績に基づく価額又は処分見込価額としております。また、評価損率は、当社及び当社グループの棚卸資産については顧客に売却されない場合、最終的に廃棄処分としていることから過去の廃棄実績を基礎として、一定期間、移動履歴のない滞留在庫のうち最終的に廃棄処分となった棚卸資産の割合としております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

棚卸資産の評価にあたっては、評価時点における入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる要因を考慮しておりますが、市場における需給状況の変化や予測できない事業上の前提条件に変化があった場合、棚卸資産の評価額が変動する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	303,237千円	302,906千円
評価性引当額	△ 155,800	△ 148,331
評価性引当額控除後の繰延税金資産 (繰延税金負債と相殺前)	147,437	154,574

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日)に定める企業の分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、連結会計年度末における将来減算一時差異等のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の見積りにおいて用いた主要な仮定は、将来減算一時差異のスケジューリング及び収益力に基づく将来の課税所得に基づいて判断しており、収益力に基づく課税所得の見積りにあたっては、取締役会において承認された事業計画を基礎としております。

③翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

収益力に基づく将来の課税所得の基礎となる事業計画は、事業計画策定時における入手可能な情報等を基に合理的と考えられる要因を考慮して経営施策として策定しておりますが、市場環境の予期しない変化や事業計画上の前提条件に予測しえない変化があった場合の経営施策の変更により、回収可能であると判断される繰延税金資産の金額が変動する可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採用するのではなく、主要な定めのみを採用することにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	83,225千円	79,511千円
土地	116,202	116,202
計	199,427	195,714

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
短期借入金	1,000,000千円	1,400,000千円
1年内返済予定の長期借入金	418,240	98,720
長期借入金	128,720	30,000
計	1,546,960	1,528,720

※2 期末日満期手形等の会計処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が当連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
受取手形	37,030千円	1,684千円
電子記録債権	123,614	160,195
計	160,644	161,879

※3 圧縮記帳

特定資産の買換えにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
建物及び構築物	276,809千円	276,809千円

※4 流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3.（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損(△は戻入益)が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
棚卸資産評価損	33,511千円	△ 29,743千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
荷造運送費	241,696千円	242,191千円
給与及び賞与	1,002,852	1,051,008
賞与引当金繰入額	53,550	62,900
退職給付費用	△ 4,398	33,451
役員退職慰労引当金繰入額	26,000	29,200
貸倒引当金繰入額	4,045	△ 23,139

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
	20,044千円	19,712千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	25,807千円	540,506千円
組替調整額	△5,498	△ 58
法人税等及び税効果調整前	20,309	540,447
法人税等及び税効果額	△7,026	△ 201,532
その他有価証券評価差額金	13,282	338,915
為替換算調整勘定：		
当期発生額	93,098	60,893
その他の包括利益合計	106,380	399,808

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	179,500	-	-	179,500
合計	179,500	-	-	179,500
自己株式				
普通株式(注)	26,139.8	-	-	26,139.8
合計	26,139.8	-	-	26,139.8

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。上記については、当該株式分割前の株式数を記載しております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年3月25日 定時株主総会	普通株式	15,336	100	2023年12月31日	2024年3月25日

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は株式分割前の配当額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,336	利益剰余金	100	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は株式分割前の配当額で記載しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注) 1. 2.	179,500	1,615,500	-	1,795,000
合計	179,500	1,615,500	-	1,795,000
自己株式				
普通株式(注) 1. 3. 4.	26,139.8	235,258.2	90,000	171,398
合計	26,139.8	235,258.2	90,000	171,398

(注) 1. 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加1,615,500株は、株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加235,258.2株は、株式分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少90,000株は、特定投資家向け取得勧誘による自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項ありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	15,336	100	2024年12月31日	2025年3月31日

(注) 当社は、2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「1株当たり配当額」は株式分割前の配当額で記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	97,416	利益剰余金	60	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高は、連結貸借対照表に掲記されている現金及び預金勘定と一致しております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

主として、化学品卸売事業における車両（「機械装置及び運搬具」）であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	46,461	47,453
1年超	207,951	160,498
合計	254,413	207,951

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び当社グループは、化学品の卸売事業を行うための事業計画に照らして、必要な運転資金及び設備投資資金を主に取引金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰資金は預金又は安全性の高い金融資産で運用しているほか、事業目的による取引先の株式取得により、資金の運用を行っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されており、グローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権については、顧客の信用リスクに加え為替の変動リスクに晒されております。また、投資有価証券は、主として事業上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であり、一部の外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で連結決算日後5年以内となっております。また、リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は連結決算日後5年以内となっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に対する管理体制

当社は、受取手形、売掛金及び電子記録債権については、与信管理規程を定め、取引先ごとに信用調査を実施し取引停止を含めた信用供与の水準を決定しております。また、取引先ごとに期日、債権残高、回収等の状況を管理し、未回収債権の早期把握に努めるとともに、一定水準の債権については取引信用保険に加入し信用リスクの軽減を図っております。

②市場リスク（為替、金利等の変動リスク）に対する管理体制

当社は、投資管理規程を定め、投機目的の有価証券取引及びデリバティブ取引を禁止しているほか、有価証券取引又はデリバティブ取引を実施するにあたっては、あらかじめ取引目的の明示や取引権限者を定めております。取引実施後は、財務経理部において管理台帳に記帳の上、定期的に市場価格（時価）や発行体の財務状況等を把握するとともに、取引先企業との関係など取引目的に照らし有価証券等の保有状況を継続的に見直しております。また、外貨建ての営業債権債務については、通貨別期日別に把握された為替の変動リスクに対し、為替予約又はデリバティブ取引を利用することにより市場リスクの軽減を図っており、近年の外国為替レートの変動に機動的に対応するため、取引に当たっては2年を上限の期日とした為替予約又はデリバティブ取引に限定する方針としております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要に応じて債権の流動化等を通じて手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、電子記録債権、買掛金及び短期借入金は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、金額の重要性の乏しい金融商品については、注記を省略しております。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)			
其他有価証券	1,916,360	1,916,360	-
資産計	1,916,360	1,916,360	-

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2024年12月31日)
非上場株式	9,500千円
出資金	10

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*1)			
其他有価証券	2,507,770	2,507,770	-
資産計	2,507,770	2,507,770	-
デリバティブ取引 (*2)	8,074	8,074	-

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (2025年12月31日)
非上場株式	9,500千円
出資金	10

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については () で示しております。

(注) 1. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,177,695	-	-	-
売掛金	5,008,956	-	-	-
電子記録債権	1,494,302	-	-	-
投資有価証券				
其他有価証券のうち満期がある もの				
(1) 債券 (地方債)	-	9,812	-	-
合計	7,680,954	9,812	-	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,222,452	-	-	-
売掛金	4,989,180	-	-	-
電子記録債権	1,659,627	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期がある もの				
(1) 債券（地方債）	-	9,671	-	-
合計	7,871,260	9,671	-	-

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,317,763	-	-	-	-	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,523,419	-	-	-	-	-

(注) 長期借入金、リース債務の連結決算日後の返済予定額については、連結附属明細表「借入金等明細表」をご参照ください。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,906,548	-	-	1,906,548
債券	9,812	-	-	9,812
資産計	1,916,360	-	-	1,916,360

当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,498,099	-	-	2,498,099
債券	9,671	-	-	9,671
デリバティブ取引				
通貨関連	-	8,074	-	8,074
資産計	2,507,770	8,074	-	2,515,844

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預金	-	1,177,695	-	1,177,695
売掛金	-	5,008,956	-	5,008,956
電子記録債権	-	1,494,302	-	1,494,302
資産計	-	7,680,954	-	7,680,954
買掛金	-	4,114,616	-	4,114,616
短期借入金	-	3,317,763	-	3,317,763
負債計	-	7,432,380	-	7,432,380

当連結会計年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預金	-	1,222,452	-	1,222,452
売掛金	-	4,989,180	-	4,989,180
電子記録債権	-	1,659,627	-	1,659,627
資産計	-	7,871,260	-	7,871,260
買掛金	-	3,395,959	-	3,395,959
短期借入金	-	3,523,419	-	3,523,419
負債計	-	6,919,378	-	6,919,378

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

①預金

預金の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

②売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金

売掛金、電子記録債権、買掛金及び短期借入金の時価は、短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

③投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び地方債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

④デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項ありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

該当事項ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,906,548	621,530	1,285,018
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,906,548	621,530	1,285,018
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	9,812	10,000	△ 188
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,812	10,000	△ 188
合計		1,916,360	631,530	1,284,830

(注) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額 9,510千円)については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	2,498,099	672,492	1,825,606
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	-	-	-
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	2,498,099	672,492	1,825,606
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	9,671	10,000	△ 329
	② 社債	-	-	-
	③ その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	9,671	10,000	△ 329
合計		2,507,770	682,492	1,825,277

(注) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 9,510千円）については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
① 国債・地方債等	-	-	-
② 社債	-	-	-
③ その他	-	-	-
(3) その他	70,498	5,498	-
合計	70,498	5,498	-

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

減損処理を行うにあたっては、期末における時価が帳簿価額に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%下落した場合には回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等 のうち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建 ドル	84,300	-	8,074	8,074
合計		84,300	-	8,074	8,074

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数・給与等に基づき算定された退職金を社内資金又は外部積立している年金資産から支払うことになっております。また、当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度であることから、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、当社は、2025年11月14日の取締役会において、2026年4月1日付でポイント制へ移行する退職金制度の変更を決議いたしました。この変更による当連結会計年度末における退職給付債務への影響はなく、また移行時における過去勤務債務の発生はありません。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	93,363千円	102,767千円
退職給付に係る資産の期首残高	△ 333,107	△ 387,573
退職給付費用	△ 19,912	19,134
退職給付の支払額	△ 459	△ 7,604
制度への拠出額	△ 24,689	△ 21,885
退職給付に係る負債の期末残高	102,767	112,977
退職給付に係る資産の期末残高	△ 387,573	△ 408,137

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	181,652千円	191,172千円
年金資産	△ 569,225	△ 599,309
	△ 387,573	△ 408,137
非積立型の退職給付債務	102,767	112,977
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 284,805	△ 295,160
退職給付に係る負債	102,767	112,977
退職給付に係る資産	△ 387,573	△ 408,137
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△ 284,805	△ 295,160

(3) 退職給付費用

	前連結会計年度	当連結会計年度
簡便法で計算した退職給付費用	△ 19,912千円	19,134千円

3. 複数事業主制度

(1) 確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額

	前連結会計年度	当連結会計年度
要拠出額	15,334千円	17,004千円

(2) 複数事業主制度の直近の積立状況

①第1年金

	前連結会計年度 (2024年3月31日現在)	当連結会計年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	34,543百万円	33,253百万円
年金財政計算上の数理債務の額	△ 57,281	△ 55,701
差引額	△ 22,738	△ 22,448

②第2年金

	前連結会計年度 (2024年3月31日現在)	当連結会計年度 (2025年3月31日現在)
年金資産の額	5,714百万円	6,645百万円
年金財政計算上の数理債務の額	△ 4,554	△ 5,296
差引額	1,159	1,349

(3) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

	前連結会計年度 (2024年3月31日現在)	当連結会計年度 (2025年3月31日現在)
第1年金	0.3402%	0.3611%
第2年金	0.3755%	0.3982%

(4) 補足説明

①第1年金

上記(2)①の差引額の内訳は、特別掛金収入現価 29,199百万円（前連結会計年度 29,749百万円）、剰余金 6,751百万円（前連結会計年度7,010百万円）であります。特別掛金収入現価は、過去の年金財政上の不足金を将来に亘って償却するための見込み収入額を表し、企業年金基金規約であらかじめ定められた掛金率（特別掛金）を手当てしております。また、本制度における償却方法は元利均等償却であります。特別掛金収入現価の残償却年数は、18年8か月（前連結会計年度 19年8か月）であります。当社グループの当期の連結財務諸表上、特別掛金 7,418千円（前連結会計年度 6,689千円）を費用処理しております。

特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準級の額に乗じることで算定されるため、上記(3)の割合は当社グループの実際の負担割合と一致しません。

②第2年金

上記(2)②の差引額の内訳は、剰余金 1,349百万円（前連結会計年度 1,159百万円）であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	15,641千円	12,534千円
未払費用	3,361	4,257
貸倒引当金	3,958	109
賞与引当金	18,528	21,763
商品評価損	38,661	25,949
投資有価証券評価損	15,346	15,701
ゴルフ会員権評価損	10,016	10,248
差入保証金	10,899	11,151
退職給付に係る負債	35,557	39,993
役員退職慰労引当金	91,551	97,096
税務上の繰越欠損金(注1)	30,075	28,722
連結会社間内部利益消去	7,227	8,454
その他	22,411	26,923
繰延税金資産 小計	303,237	302,906
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△ 30,075	△ 22,997
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 125,724	△ 125,333
評価性引当額 小計	△ 155,800	△ 148,331
繰延税金資産 合計	147,437	154,574
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△ 134,100	△ 144,480
その他有価証券評価差額金	△ 441,753	△ 643,285
その他	△ 1,199	△ 6,019
繰延税金負債 合計	△ 577,053	△ 793,786
繰延税金資産の純額	11,656	6,787
繰延税金負債の純額	△ 441,272	△ 645,998

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	-	1,390	1,000	12,032	6,630	9,022	30,075
評価性引当額	-	△ 1,390	△ 1,000	△ 12,032	△ 6,630	△ 9,022	△ 30,075
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※2)	84	-	12,466	6,728	5,945	3,497	28,722
評価性引当額	△ 84	-	△ 10,212	△ 4,562	△ 4,952	△ 3,185	△ 22,997
繰延税金資産	-	-	2,254	2,166	992	311	5,725

(※2) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率		34.6%
(調整)	法定実効税率と税効果	
交際費等永久に損金に算入されない項目	会計適用後の法人税等	0.4
受取配当等永久に益金に算入されない項目	の負担率との間の差異	△ 0.5
住民税均等割	が法定実効税率の100分	0.1
税額控除	の5以下であるため、注	△ 0.4
評価性引当額の増減	記を省略しておりま	△ 1.0
海外子会社の留保利益	す。	0.0
海外子会社の税率差異		△ 2.0
その他		0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率		31.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当連結会計年度 (2025年12月31日)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等について、従来の34.6%から35.4%に変更しております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、事務所の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(公共施設等運営事業関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであり、その売上高は顧客との契約から生じる収益であります。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループにおいて、契約資産の残高はありません。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に記載した収益はありません。

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上、「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」として区別しており、以下のとおりであります。

契約負債は、商品の引渡前に顧客から受け取った前受金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めており、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は 93千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債に含まれていた額は 2,242千円であります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)		
受取手形	368,394	422,189
売掛金	4,470,376	5,008,956
電子記録債権	1,626,700	1,494,302
期首残高 合計	6,465,472	6,925,448
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)		
受取手形	422,189	185,212
売掛金	5,008,956	4,989,180
電子記録債権	1,494,302	1,659,627
期末残高 合計	6,925,448	6,834,020
契約負債 (期首残高)		
その他	93	2,242
契約負債 (期末残高)		
その他	2,242	12,777

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(棚卸資産関係)

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東アジア	東南アジア	合計
24,164,252	2,431,726	1,160,673	27,756,653

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは、化学品卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	東アジア	東南アジア	合計
24,940,249	2,366,468	1,218,733	28,525,450

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

（イ）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

（ウ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
重要性がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
重要性がないため、記載を省略しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（開示対象特別目的会社関係）

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	4,257.24円	4,809.86円
1株当たり当期純利益	455.22円	441.00円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2025年3月31日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	698,120	694,636
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	698,120	694,636
普通株式の期中平均株式数(株)	1,533,602	1,575,140

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項ありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,317,763	3,523,419	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	484,900	226,511	0.8	—
1年以内に返済予定のリース債務	3,808	4,732	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	156,550	255,007	0.8	2027年～2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	11,424	10,652	—	2030年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	3,974,446	4,020,321	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	129,996	99,996	25,015	—
リース債務	4,600	3,622	1,769	660

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行うものとしております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によるものとします。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.ytc-j.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月19日

山本通産株式会社

取締役会 御中

清陽監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

尾関 高純

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中山 直人

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている山本通産株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山本通産株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、特定証券情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上